

農家の皆様へ

ともに宮城の農業の明日へ
～10年後への備え、今、考えよう～

今、宮城の農村では、長い間県民の食を支えてきた方々が、あとに続く方に道を譲ろうとしています。しかし譲る相手がいない等の理由で農地を有効に利用できるか危惧される地域が増えつつあります。

一方で、もっと多くの農産物を生産するため農地を広げたいという農業経営者がいますが、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要です。

地域にしっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその経験や知恵を活かして、技術の伝承や共同作業等で役割を果たしていく、そのような姿が求められています。

そうした地域農業づくりで必要となるのが、農地をうまくまとめて利用できるようにしていくことです。

それが「農地中間管理事業」で、県が主体となり市町村や農委、農協が連携、協力して平成26年4月から全国でスタートしています。その実務を担うのが農地中間管理機構で、宮城県では「公益社団法人みやぎ農業振興公社」です。

貸したい農地を「農地中間管理機構」の貸付希望者リストに登録していただき、借り受け希望者リストに基づいて、まとまりのある農地となるように調整して機構が転貸するしくみです。それぞれ、相手探しをしなくてすみます。また、賃料も機構とのやりとりだけになる等のメリットがあります。

農地を貸したい人、借りたい人の間に入って、まとまった農地利用にすることで、借り手の農業経営を効率化し、借り受けできる農地を増やして耕作放棄地の解消にもつなげていこうとするものです。

これは、平成26年から10年間の事業期間としてスタートしていますが、10年間の余裕があるということではありません。借り受ける農地は分散しているのが普通ですので、これを団地化する再配分に時間を要するからであって、今、始めても10年の時間を要するだろうということです。何よりも、担い手の高齢化など地域の実情を考えれば、少しでも早く行動していく必要があります。事業実施が早いほど厚くなる奨励措置も付帯しています。26、27年度が有利です。

平成26年度は、初年度ということもあり、県、市町村、農協等関係者ともども事業のしくみの周知や実務の進め方を固めながら、出し手、受け手の募集、マッチングを進めて参りましたが、2年目はいよいよ本格的な取り組みの年となります。

農業・農村のおかれている条件は地域により異なりますので、それぞれの地域、それぞれの農業者の皆様が、農地中間管理事業をどのように活用していくかをよく検討され、自分の農地も含めた地域農業の維持・発展に結びつけていただきますようお願いを申し上げます。

宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長